

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額（月額）円 ※（）内は保育短時間認定の場合		
階層	定	義	0, 1, 2歳児 クラス	3歳児 クラス	4, 5歳児 クラス
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付 受給世帯		円 0 (0)	円	
B	A階層の世帯を除いた市民税非課税世帯		0 (0)		
C	A階層の世帯を除いた市民税の課税世帯であつ て、均等割のみの課税世帯		6, 800 (6, 700)		
D 1	A階層の世帯を除いた市民税 の課税世帯であって、その所 得割の額の区分が次の区分に 該当する世帯		1円以上 12, 000円未満 7, 800 (7, 700)		
D 2			12, 000円以上 27, 000円未満 8, 700 (8, 600)		
D 3			27, 000円以上 48, 600円未満 10, 500 (10, 400)		
D 4			48, 600円以上 57, 000円未満 13, 500 (13, 300)		
D 5			57, 000円以上 73, 000円未満 16, 500 (16, 300)		
D 6			73, 000円以上 82, 000円未満 19, 500 (19, 200)		
D 7			82, 000円以上 97, 000円未満 22, 500 (22, 200)		
D 8			97, 000円以上 110, 000円未満 26, 700 (26, 300)	0 (0)	
D 9			110, 000円以上 125, 000円未満 31, 100 (30, 600)		
D 10			125, 000円以上 140, 000円未満 35, 600 (35, 000)		
D 11			140, 000円以上 169, 000円未満 40, 000 (39, 400)		
D 12			169, 000円以上 200, 000円未満 43, 900 (43, 200)		
D 13			200, 000円以上 250, 000円未満 48, 100 (47, 300)		
D 14			250, 000円以上 301, 000円未満 50, 600 (49, 800)		
D 15			301, 000円以上 340, 000円未満 52, 400 (51, 600)		
D 16			340, 000円以上 397, 000円未満 53, 600 (52, 700)		
D 17			397, 000円以上 420, 000円未満 55, 200 (54, 300)		
D 18			420, 000円以上 450, 000円未満 57, 600 (56, 700)		
D 19			450, 000円以上 59, 500 (58, 500)		

※当該年度の4月1日における年齢です。年度途中で誕生日を迎えても利用者負担額に変動はありません。

備考

- 1 この表における「均等割の額」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法第314条の9、同法附則第5条第3項、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項、同法附則第5条の5第2項、同法附則第7条の2及び同法附則第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
- 2 同一世帯に認可保育施設等^{※1}の施設を利用している子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、
 - (1) 当該子どものうち、年齢の高い順から2人目のときは半額
 - (2) 当該子どものうち、年齢の高い順から3人目以降のときは無料とする。(ただし、同年齢の児童が2人以上の場合は、いずれか1人とする。)
- 3 前記2に関わらず、保護者の市民税の所得割の合計額が57,700円未満(C、D1～D4、D5の一部)の場合の利用者負担額は、世帯の子どもの年齢を問わず、
 - (1) 年齢の高い順から2人目のときは半額
 - (2) 年齢の高い順から3人目のときは無料とする。(ただし、同年齢の子どもが2人以上の場合は、いずれか1人とする。)
- 4 前記3に関わらず、保護者の市民税の所得割の合計額が77,101円未満(C、D1～D5、D6の一部)で、かつ、ひとり親世帯等^{※2}に該当する場合の利用者負担額は、世帯の子どもの年齢を問わず、
 - (1) 年齢の高い順から1人目のときは半額
※ただし、3歳未満児のD6階層は9,000円とする。
 - (2) 年齢の高い順から2人目以降のときは無料とする。
※ただし、同年齢の児童が2人以上の場合は、いずれか1人とする。

※1 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所(小規模保育等)、認可幼稚園、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚、児童心理治療施設通所部、児童発達支援の利用、医療型児童発達支援の利用を指します。

※2 ひとり親の世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、特別児童扶養手当を受給している世帯、障害基礎年金を受給している世帯を指します。

◎徴収基準額表の見方

- ・ 4～8月の期間は前年度の市町村民税額を、9月以降は今年度の市町村民税額を参照します。
- ・ 市町村民税の所得割が課税されている場合はD階層になります。この場合は父母の市町村民税の所得割額の合計金額によってD1～D19のいずれかの金額になります。市町村民税の所得割額については、寄付金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別控除・申告特例控除等の適用はありません。
- ・ 市町村民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税されている場合は、C階層となります。
- ・ 市町村民税が非課税の場合は、B階層となります。

◎東松山市第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化制度

前記備考の1から4に当てはまらない場合、東松山市では、「保育園・認定こども園・(新制度に入る)幼稚園・地域型保育を利用している児童について、兄弟姉妹(年齢を問わない)がいる世帯のうち、当該児童が世帯の2人目以降で、かつ、3歳未満児の場合、利用者負担額を無料とする(市区町村民税額は問わない)」制度を実施しております。

※上記までの軽減制度について、実際に対象となるかどうかについては、保育課までお問い合わせください。

※一部制度の適用には毎年度申請が必要となります。

※基準額表及び備考は変更になることがあります。